**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍横浜市中区山元町一丁目四二番地、最後の住所石川県金沢市示野町イ九三番地二
被相続人　亡　前田　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十三日
横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階
相続財産管理人　弁護士　桑原　康孝

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県上伊那郡飯島町飯島八〇六番地三、最後の住所長野県飯島町飯島八〇六番地五
被相続人　亡　亀山　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十三日
長野県伊那市中央四六一一―一トライアングルビル二階北
相続財産管理人　黒田　信

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍浜松市東区中野町二〇九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渥美　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十三日
静岡県磐田市下本郷二六六―五八
相続財産管理人　森西　正

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県姫路市八代七五一番地一、最後の住所神戸市兵庫区上沢通五丁目六番四号
被相続人　亡　山永　トキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十三日
神戸市中央区元町通六丁目一―六共進ビル七階
相続財産管理人　弁護士　矢形幸之助

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神戸市長田区腕塚町四丁目五番地、最後の住所神戸市長田区細田町六丁目一番七―七〇一号
被相続人　亡　大畠　政春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十三日
兵庫県神戸市中央区海岸通六番地建隆ビルⅡ三階神戸パートナーズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西片　和代

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県阿武郡阿東町大字徳佐中三四五六番地九、最後の住所山口県阿武郡阿東町大字徳佐中四〇二八番地の五
被相続人　亡　板垣　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十三日
山口県防府市本橋町一九番三八号
相続財産管理人　堀越　政美

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県尾道市向島町五五〇二番地一、最後の住所山口県下関市田倉御殿町二丁目一五番地七
被相続人　亡　吉原　達樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十三日
山口県下関市南部町二〇番二〇号一Ｆ
相続財産管理人　弁護士　長谷川健太郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍佐賀県小城市小城町晴気一七〇六番地、最後の住所佐賀県小城市小城町晴気一四七一番地二
被相続人　亡　池田　廣子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十三日
佐賀県多久市南多久町大字長尾四一〇三―八、事務所佐賀県多久市北多久町大字小侍四五
相続財産管理人　丸山　忠宏

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長崎県東彼杵郡大村三六九番戸、最後の住所不明　被相続人　亡　今里　與一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十三日
長崎県大村市武部町四五七番地六
相続財産管理人　渡海　昇

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長崎県東彼杵郡大村三六九番戸、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　今里　與一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十三日
長崎県大村市武部町四五七番地六
相続財産管理人　渡海　昇

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮崎県宮崎市鶴島一丁目五五番地、最後の住所宮崎市下北方町平田九〇三番地一六ダイアパレス神宮の杜伍号館七〇六号
被相続人　亡　坂元　孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十三日
宮崎市瀬頭二丁目七番二二号
相続財産管理人　弁護士　萩元　重喜

---

**第21期決算公告**　平成23年６月13日
札幌市中央区北１条西７丁目４－４
**株式会社北海道キューブシステム**
代表取締役　早瀬　浩昭
**貸借対照表の要旨**（平成23年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 253,286 |
| | 固定資産 | 35,995 |
| | 合計 | 289,281 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 56,309 |
| | 固定負債 | 43,158 |
| | 株主資本 | 189,813 |
| | 資本金 | 53,000 |
| | 資本剰余金 | 19,018 |
| | 資本準備金 | 19,018 |
| | 利益剰余金 | 117,795 |
| | 利益準備金 | 800 |
| | その他利益剰余金 | 116,995 |
| | （うち当期純損失） | (16,878) |
| | 合計 | 289,281 |

---

**第８期決算公告**　平成23年６月12日
札幌市西区二十四軒一条四丁目６番11号
**北海道味の素株式会社**
代表取締役社長　須藤　宏
**貸借対照表の要旨**
（平成23年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 153,257 |
| | 投資その他の資産 | 12,974 |
| | 合計 | 166,232 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 37,909 |
| | 固定負債 | 15,139 |
| | 株主資本 | 113,183 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 資本剰余金 | 50,000 |
| | 資本準備金 | 50,000 |
| | 利益剰余金 | 13,183 |
| | その他利益剰余金 | 13,183 |
| | （うち当期純利益） | (2,692) |
| | 合計 | 166,232 |

---

**第３期決算公告**
平成23年５月30日
東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号
**一般財団法人東京公社住宅サービス**
代表理事　渡邊　仁
**貸借対照表の要旨**
（平成23年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 325,469 |
| | 固定資産 | 217,057 |
| | 合計 | 542,526 |
| 負債及び正味財産の部 | 流動負債 | 31,770 |
| | 固定負債 | 335,829 |
| | 一般正味財産 | 174,927 |
| | 合計 | 542,526 |